

法人 春日部

第 133 号

(平成20年1月号)



社団法人 春日部法人会 **19年10月 移転しました**
 〒344-0062 春日部市柏壁東1-20-28 春日部市商工振興センター3階
 TEL 048 (761) 3551 FAX 048 (752) 8244
<http://www17.ocn.ne.jp/~kasuhou/> 「春日部法人会」で検索



みんなで回覧しましょう。

〔わが町〕

杉戸

杉戸町生涯学習センター
杉戸町立図書館(カルスタすぎと)

杉戸町生涯学習センターは、図書館、多目的ホール、スタジオ、集会室等が、すべてひとつのフロアに配置されています。施設の利用できる部屋が、すべて1階にあるため、階段、エレベーターなどを利用せずアプローチできる建物を実現しています。内装は、緑豊かな杉戸町にふさわしく、木のぬくもりに囲まれた雰囲気を作りだしています。

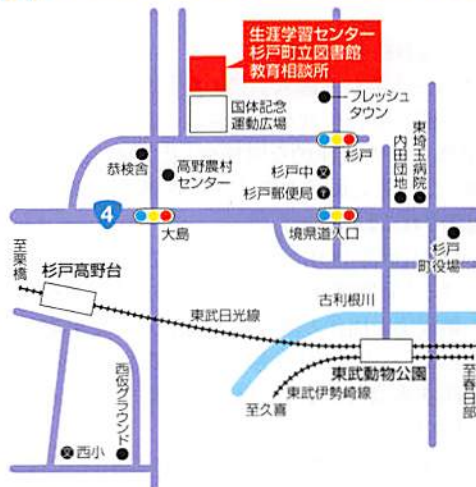
生涯学習センター

利用時間: 午前9時から午後9時30分
 休館日: 月曜日、国民の祝日の翌日、年末年始
 電話: 0480-31-2111

図書館

利用時間: 午前9時から午後7時
 休館日: 月曜日、国民の祝日の翌日、毎月末日、年末年始等
 電話: 0480-33-4056

【カルスタすぎと所在地】 〒345-0042 杉戸町大字大島477-8



新年のごあいさつ



新年のごあいさつ

春日部法人会会長

村田 陸幸

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様方には輝かしい新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。旧年中は会員の皆様をはじめ、ご当局、関連団体の方々のご指導ご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、経済が好転するとの見方がありましたがいま一つの感があり、中小企業にとっては厳しさが増した様な気がします。米国発のサブプライム問題や原油の高騰等により物価の値上げ等のマイナス要因が浮上してきました。こうした状況下での法人会活動は、かなり厳しいものがあると考えます。

私共春日部法人会では、組織の強化、事業活動の充

実に邁進してまいりました。各支部においても、厳しい財源の中で工夫して、様々な事業を展開してまいりました。又社団本部でも、各委員会や部会においても然りであります。

組織の強化につきましては、各支部とも会員増強に懸命に努力しているにもかかわらず、会員が減少し、加入率も下がっております。各支部で一九となり、本年度末には目標達成して頂きます様お願いします。なお一層のお力添えをお願いします。

「事業活動の充実」につきましては、会員のニーズは勿論の事、地域社会のニーズをも取り込み、地域社会と一体となった事業展開が望まれます。これは公益法人改革の問題にも関連することです。

公益法人改革につきましては、様々なハードルがあるかと思いますが、皆様と共に、法人会活動に邁進いたしたく存じますので、ご協力をお願い致します。最後になりましたが皆様方のご繁栄をご祈念申し上げまして新年のご挨拶といたします。



年頭のごあいさつ

春日部税務署長

有賀 茂夫

新年あけましておめでとうございます。

社団法人春日部法人会の皆様方におかれましては、平成20年の新年をお健やかに迎えのことと心からお慶び申し上げます。

社団法人春日部法人会の皆様方には、法人会活動を通じ、税務行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

社団法人春日部法人会におかれましては、日ごろから正しい税知識の普及と納税道義の高揚を図るため、税務研修会等の積極的な開催や「花と緑いっぱい運動」を通じた社会貢献活動を活発に推進され、幅広い活動を展開されておられます。

とりわけ、昨年11月に開催されました「税を考える週間」における『公開講座』は、一昨年より、春日部税務署管内の納税協力団体の協賛を得て始められた事業ですが、「税を考える週間」にふさわしい事業であり、社団法人春日部法人会でしかなし得ない事業であると敬服いたしております。

さて、既にご承知のとおり、当署におきましては、電子申告・納税システム(e-Tax)の利用拡大について、最重

要課題とし、各種広報活動をはじめとした様々な取組を行っております。

貴会におかれましては、一昨年の定期総会において「e-Tax推進宣言」を採択されて以来、様々な取組をしていただいております。特に役員の皆様方につきましては、その趣旨を十分に理解され、積極的に「電子申告・納税等開始届出書」を提出し、e-Taxを利用していただき、感謝申し上げます。また、本年度の事業計画に置いて、会員企業におけるe-Taxの利用目標を高率なものに設定し、普及拡大に向けた研修・広報等様々な取組をしていただき、大変心強く感じております。

既にご承知のこととは思いますが、平成19年度の税制改正により、平成19年分又は平成20年分のいずれか1回ではありますが、所得税の確定申告書を提出する際、ご本人の電子証明書を付与し、e-Taxにてご提出いただければ、最高で5,000円の税額控除を受けることができますので、是非ご利用ください。更に、従業員の方々の利用にもご配慮いただければ、更なる普及拡大に繋がるものと考えております。

子年は繁栄の年とも言われておりますが、法人会の皆様方におかれましては、税務の良き理解者として本年もなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、社団法人春日部法人会及び会員の皆様方の事業のご繁栄を心より祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

税 務 署 だ よ り

所得税、消費税・地方消費税の確定申告はe-Taxで!

平成19年分の所得税の確定申告期限は、平成20年3月17日(月)、平成19年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告期限は、平成20年3月31日(月)です。

税務署の相談会場は、例年、大変混み合っております。インターネットの利用環境のある方は、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」を是非ご利用ください。

e-Taxで所得税の確定申告書を提出すると

- 1 最高5,000円の税額控除が受けられます。(注1、2)
- 2 源泉徴収票や一定の添付書類の提出が不要です。

(注1)平成19年分又は平成20年分のいずれか1回、電子証明書を添付して期間内に提出する場面に限ります。

(注2)平成19年分は平成20年1月4日から3月17日までに申告をした場合に限ります。

詳細につきましては、e-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】又はヘルプデスク(TL0570-015901(03かた))でご確認ください。

e-Tax以外にも国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】(確定申告書作成コーナー)で申告書の作成ができます。また、確定申告関係諸用紙の取得もできますのでご利用ください。

税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんが、平成19年分の確定申告期間中、春日部税務署では、2月24日と3月2日に限り、日曜日でも確定申告の相談・申告書の受付を行います。

納税は安全・便利な振替納税を!

確定申告による所得税・消費税及び地方消費税の納期限及び振替納付日は、次のとおりです。

- 納付書又は電子納税により納付する場合
 - 所得税及び贈与税……………平成20年3月17日(月)
 - 消費税及び地方消費税……………平成20年3月31日(月)
- 振替納税を利用する場合
 - 所得税……………平成20年4月22日(火)
 - 消費税及び地方消費税……………平成20年4月24日(木)

振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替納付日に自動的に納税が行われるので、納税のために金融機関に出向く必要もなく、振替納付日に口座に資金があればうっかり納期限を忘れてしまうこともない、大変便利で確実な納付方法です。振替納税のご利用をお勧めします。

贈与税については、振替納税をご利用できません。

【平成19年分の所得税から適用される主な改正事項】

- 住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例が創設されました。これにより住宅の取得等をして平成19年又は平成20年に居住の用に供した場合には控除期間を10年間に代えて15年間を選択することができます。
- 定率減税が廃止されました。
- 所得税の税率が5%から40%までの6段階に改められました。
- 地震保険料控除が創設されました。これにより一定の地震保険料の支払をした場合には最高5万円をその年分の総所得金額等から控除します。

申告書等の税務署への送付について

○ 申告書を荷物扱いで送付することはできません。

税務上の申告書や申請書・届出書は「信書」に当たることから、税務署に送付する場合には、「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」として送付する必要があります。（郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません。）

詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html

○ 申告書は、郵便又は信書便でお早めに送付願います。

申告書を、郵便又は信書便を利用して税務署に送付された場合、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日を提出日とみなすこととなりますが、それ以外の場合には、税務署に到達した日が提出日となります。

詳しくは、税務手続に関する書類の提出時期をご覧ください。

申告書はお早めに提出いただくとともに、送付により提出される場合には、必ず郵便又は信書便を利用されるようご留意願います。

なお、控え等の返信が必要な方は、返信に必要な切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

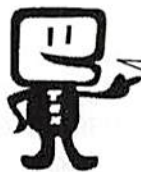
《小包郵便物は、郵便物ではなくなりました。》

郵政公社の民営化に伴う郵便法の改正により、平成19年10月1日以降、郵便物は、第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物のみとなり、これまでの小包郵便物は、郵便法の定める郵便物ではなくなりましたのでご注意ください（税務署に到達した日が提出日となります。）。

詳しくは、郵便事業株式会社ホームページをご覧ください。

<http://www.post.japanpost.jp/service/shinsho.html>

e-Tax（国税電子申告・納税システム） を是非ご利用ください



- ① ホームページからカンタン申告
- ② 最高5,000円の税額控除
- ③ 還付金がスピーディー
- ④ 源泉徴収票等、一定の添付書類が提出不要

詳しい情報は、e-Tax ホームページ
をご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

お問合せは、ヘルプデスク

TEL 0570-015901

I P電話をご利用の場合 TEL 03-5638-5171

平成19年度「税に関する中学生の標語」

関東信越国税局では、管内の中学生を対象として毎年「税に関する標語」を募集しております。

本年度も多数の応募があり、「税を考える週間」期間中(11月11日～17日)に関東信越国税局長賞をはじめ各賞の表彰が行われました。受賞されました作品は次のとおりです。(敬称略)

関東信越国税局長賞 優秀作品

Let's try 自宅で簡単納税 e-Tax 杉戸町立杉戸中学校 1年 皆川 真琳子

春日部税務署長賞 優秀作品

今のうち 考えておこう 税のこと	春日部市立谷原中学校	2年	近藤 志保
深めよう 税の理解と 協力を	さいたま市立城南中学校	3年	田口 紗耶香
納めよう よりよい国の 運営費	久喜市立太東中学校	3年	室橋 茜
買い物で 社会に貢献 消費税	蓮田市立蓮田南中学校	3年	大井 敦史
良い国へ 税金払って 皆笑顔	菖蒲町立菖蒲中学校	2年	野本 圭佑
税金で 豊かな暮らし 届けたい	幸手市立幸手中学校	3年	飯村 真宏
税金で うるおうこの町 この日本	白岡町立南中学校	3年	板谷 アーリヤン
強い根を 国という木に 税の水	宮代町立百間中学校	3年	大久保 香苗
税金で 社会の夢が カムトゥルー	栗橋町立栗橋西中学校	3年	木村 翔矢
たすけ愛 肩をよせ愛 税の愛	鷲宮町立西中学校	3年	坂田 麻美
考えよう! 僕らの未来と 税の未来	杉戸町立杉戸中学校	2年	堀 達郎

埼玉県春日部県税事務所長賞 優秀作品

税金は みんなの幸せ 創る種	春日部市立飯沼中学校	1年	佐藤 慶太
税金に 託して築く 明るい未来	さいたま市開智中学校	2年	青山 真樹
税金は 豊かな未来 築く鍵	幸手市立東中学校	1年	赤妻 優奈
税金は 希望の未来へ 架ける橋	鷲宮町立西中学校	3年	鳴海 伶子

埼玉県租税教育推進協議会 会長賞

消費税 僕にもできる 社会参加	蓮田市立蓮田南中学校	3年	阿部 剛大
-----------------	------------	----	-------

春日部税務署管内租税教育推進協議会 会長賞

税金で 築こう未来 つなごう希望	春日部市立大沼中学校	1年	加藤 千恵
------------------	------------	----	-------

関東信越国税局長賞 佳作作品

税金は あなたと未来の サポーター	宮代町立百間中学校	2年	村野 夢
もうやめよう 税に対して無関心	蓮田市立黒浜中学校	3年	白根 秀一
税の意味 知って僕らも 正しい納税	白岡町立篠津中学校	1年	田村 晃一
見直そう 税のしくみと 大切さ	さいたま市立慈恩寺中学校	2年	熊田 愛美
なんだらう 自宅で申告? イータックス	春日部共栄中学校	1年	西原 麻里子

春日部税務署長賞 佳作作品

国と人 税でつなごう 笑顔の輪	春)春日部中	1年	土屋 里奈	教科書の ひともじひともじ 税金だ	春)武里中	2年	市村 拓之
税金に 自分勝手は ゆるされない	春)東中	2年	佐藤 梨那	消費税 大事に使って ほとくのごづかい	春)豊野中	1年	岡安 将平
税金で 守ってもら ぼくらの安全	春)中野中	2年	工藤 真樹	税金を支える教育費 無駄にしません学校生活	春)緑中	2年	鈴木 瑞穂
税金で 健康、安全 明るい未来	春)江戸川中	3年	黒木 誠人	考えよう 納税という仕事の 大切さ	春)大増中	3年	鶴見 春奈
考えよう 税の意味と 使い方	春)葛飾中	1年	石崎 達也	みんなて学ぼう税知識 みんなで守ろう納期限	さ)岩槻中	2年	稲生 拓未
国づくり 税から始まる 第一歩	さ)川通中	3年	春日 丈爾	税金の 支えて成り立つ 義務教育さ	さ)城北中	3年	藤嶋 彩那
忘れずに 納める税が 身を守る	さ)西原中	3年	武藤 剛二	税金を正しく(用)いてぶれる みんなの贈り物	さ)桜山中	3年	高橋 愛美
輝かしい 笑顔と共に 税払い	蓮)平野中	1年	小林 彩乃	税金で 繋がる希望 みんなの未来	久)久喜南中	3年	山崎 瞳
払うとね、未来が明るくなるんだよ	幸)栄中	1年	興石 真美	あるんだよ 少ない税でも 救える命	久)久喜東中	3年	金井 彩華
税金は 安心、安全 笑顔の切符	白)善我中	1年	清水 紗希	税金の 大切さを知る	菖)菖蒲南中	3年	海老原 千明
税金は 将来えがく 筆となる	白)白岡中	2年	佐藤 莉佳	ありがとう 私の教科書 あなたの税	幸)西中	2年	関根 菜里絵
税金で つくる笑顔と 明日の街	鷲)東中	3年	北澤 由羽	バランス良く 税金使えば みんなが笑顔	宮)須賀中	3年	水野 希美
納めよう 未来の君へ 税金を	杉)東中	2年	木村 あずさ	教科書も 机もいすも 給食も	杉)広島中	2年	細越 ゆかり

埼玉県春日部県税事務所長賞 佳作作品

納税で 住みよい社会 大きな心	久)太東中	3年	松野 朱季	税金で 悲しい顔を 笑顔にする	菖)菖蒲中	2年	伊藤 えりか
税金が 支える日本の 国作り	蓮)黒浜西中	2年	原田 樹也	考えよう みんなで税の 大切さ	栗)栗橋東中	3年	奈良 郁美
税金を 納めて願う 明るい未来	宮)百間中	3年	太田 雄文	あなたの税 社会に向けての 思いやり	杉)杉戸中	2年	宗竹 陽
税金に 託そう豊かな 花咲く未来	白)篠津中	2年	坂入 円				

県税からのお知らせ

～住民税のしくみが変わりました！
市区町村への申告により、住民税が減額されます。
対象となる方は…申告をお忘れなく！～



① 住民税の住宅ローン減税

所得税の住宅ローン控除を受けている人は、19年に実施された税源移譲による所得税減額によって、これまでに受けていた住宅ローン控除の額が減ってしまう場合があります。

そこで、税源移譲の前後で税負担が変わらないようにするため、住民税の住宅ローン減税の調整措置が設けられています。

対象者	次の要件すべてにあてはまる人 ①すでに所得税の住宅ローン控除を受けている人 ②11年から18年末までに入居した人 ③税源移譲による所得税の減額によって、所得税から控除しきれない住宅ローン控除の金額が発生した人
軽減内容	所得税で控除しきれなかった金額を翌年度の住民税から控除。(20年度から28年度の住民税に適用)
申告期限	毎年3月15日(初年度申告時は20年3月17日)までに
申告先 申告手続	所得税の確定申告をしない人 ○申告先…その年の1月1日にお住まいの市長村 ○源泉徴収票(初年度申告時は19年分の源泉徴収票)を添付の上、「住民税の住宅ローン減税申告書」を提出。
	所得税の確定申告をする人 ○所得税の確定申告書とともに「住民税の住宅ローン減税申告書」を税務署へ提出することができます。

② 年度間の所得変動に係る住民税の経過措置

19年から実施された税源移譲では、ほとんどの人は住民税が増えても所得税が減るため「所得税+住民税」の税負担の総額は変わりません。

しかし、19年分の所得税は19年中の所得を基に、19年度分の住民税は前年の18年中の所得を基に課税されるため、次のような場合、税負担の総額が変わります。

18年中に所得があり所得税が課税されていたが、18年中に会社を退職するなどして、19年中に所得税が課税されない程度にまで所得が減少した人は、税源移譲による所得税の負担減の影響を受けず、19年度分の住民税の負担増によって税負担が増えます。

このような年度間の所得変動による負担増を調整するため、経過措置が設けられています。

対象者	18年中に所得があり所得税が課税されていたが、19年中の所得が減少し、19年分の所得税が課税されなくなった人
軽減内容	○19年度分の住民税を税源移譲前の税率を適用した住民税額まで減額。(19年度の住民税のみ適用) ○この場合、減額後の19年度分の住民税額とすでに納付済の税額との差額は還付されます。
申告期限	20年7月1日から31日まで
申告先 申告手続	○申告先…19年1月1日現在お住まいの市町村 (19年1月2日以後、他の市長村へ転居された人は、申告先をお間違いないよう御注意ください。) ○「19年度分住民税減額申告書」を提出。

◆平成17年1月1日時点で65歳以上であった方へ◆

住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります。

65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進行するなかで、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の2/3、平成19年度には税額の1/3が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなります。

●住民税の老年者非課税措置廃止の経過

平成17年度	合計所得金額125万円以下の方	非課税
平成18年度	老年者非課税措置の廃止 ◆経過措置の第1段階として 税額の2/3を減額	課税は1/3
平成19年度	◆経過措置の第2段階として 税額の1/3を減額	課税は2/3
平成20年度～	◆経過措置の廃止	全額負担

モデルケース/70歳独身 年金収入200万円(年額) (単位:円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
○住民税	非課税	19,900	37,300	37,300
・定率減税	—	△1,500	—	—
・経過措置	—	△12,267	△12,434	—
○所得税	34,800	34,800	17,400	17,400
・定率減税	△6,960	△3,480	—	—
合計	27,840	37,453	42,266	54,700
税額	27,800	37,400	42,200	54,700

*一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

*年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

*この他、均等割が課税されます。

住民税の地震保険料控除が創設されました！

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

●損害保険料控除

平成19年度課税分まで



●地震保険料控除

平成20年度課税分から

◆対象：住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の傷害に関する損害保険料

控除内容	控除限度額
長期損害保険（保険期間が10年以上で、かつ、満期返金のある契約のもの）	10,000円
短期損害保険（長期損害保険契約に該当する契約以外のもの）	2,000円
長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	10,000円

◆対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控除内容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の1/2	25,000円
【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000円
地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円

平成19年から税源移譲によって
 所得税・住民税が変わっています。

**申告が
 必要です!**

所得税から住宅ローン 控除額を引ききれ なかった方

控除しきれなかった分は
 住民税(所得割)から控除されます。

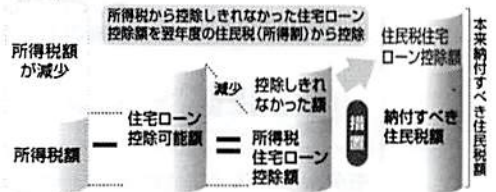
税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

申告期限
**平成20年
 3月17日
 まで**

税源移譲前



税源移譲後



これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、
 毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

**申告が
 必要です!**

平成19年に所得が減って 所得税が課され なくなった方

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

所得変動に伴う住民税の還付を受ける
 ためには申告が必要となります。

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

申告期間
**平成20年
 7月1日~31日
 まで**

申告先
**平成19年1月1日現在
 お住まいの市区町村**

身近でよりよい行政サービスを行うため、国(所得税)から地方(住民税)への「税源移譲」が始まりました。それに伴い、ほとんどの方は、平成19年1月から所得税が減り、その分6月から住民税が増えています。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の税負担は基本的には変わりません。



住宅ローン控除 Q&A

Q 「住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？」

A 「住民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q 「どうした場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの？」

A 給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q 「平成19年以降に居入った場合は？」

A 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署にお問い合わせください。
 (「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式(10年から15年に延長)」の選択制をとる特例が創設されています。)

住宅ローン控除モデルケース●夫婦+子供2人 給与収入700万円(住宅ローン控除可能額:27万円)の場合●

(単位:円)

税源移譲前	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	263,000	263,000	0
住民税	196,000	0	196,000
合計	459,000	263,000	196,000

申告しないと…

税源移譲後	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500
合計	459,000	165,500	293,500

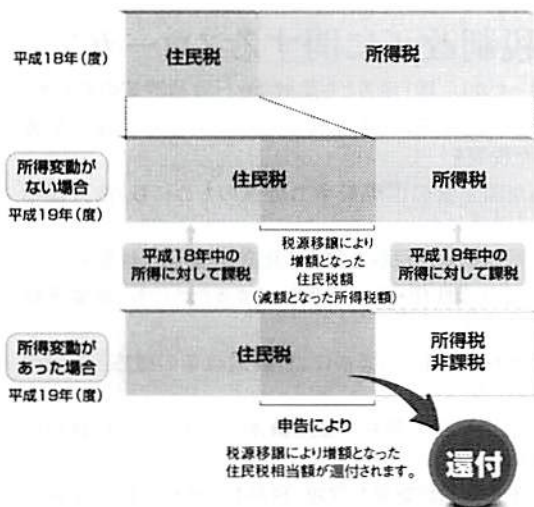
申告すれば…

税源移譲後	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	97,500	196,000
合計	459,000	263,000	196,000

控除額が減少し、負担が増加する。

※夫婦+子供2人の場合で子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税(所得割)から控除します。



所得変動のモデルケース●夫婦 給与収入500万円の場合●

(単位:円)

	平成18年(度)	平成19年(度)	平成19年の収入が減少した場合
所得税	220,000	122,500	
住民税	130,000	227,500	
合計	350,000	350,000	

還付されます!!

	平成19年(度) 収入なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※平成19年中に亡くなった方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。
 ※この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる方に限られます。したがって、寄附金控除などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

第24回 法人会全国大会新潟大会

平成19年9月27日(木)
於:朱鷺メッセ(新潟コンベンションセンター)

平成20年度税制改正に関する提言を決議「法人税率の引下げ。事業承継税制の確立を!!」



安西邦夫全法連会長挨拶

第24回「法人会全国大会」新潟大会が新潟市で行われ、全国から約1900名の会員が参加した。税制改正に関する提言の主旨説明を行うなど、多くの方々に税制に関する基本スタンスや提言内容をアピールした。当春日部法人会からは村田会長以下8名が参加した。

第1部では、東洋大学経済学部教授松原聡氏による「日本経済活性化の切り札を探る」と題した記念講演が行われた。その後第2部の式典では、地元新潟県連の会長による開会の辞、安西邦夫全法連会長が主催者挨拶を述べ、続いて来賓を代表して牧野国税庁長官、篠田新潟市長から祝辞をいただいた。

この後、税制改正提言の報告が行われ、「法人税率の引き下げ、事業承継税制の確立」を柱とする平成20年度の税制改正提言の内容や各单位会税制委員からの「税制改正に関するアンケート」結果を報告した後、「大会宣言」を朗読、最後に次回開催地の山口県連会長が閉会の辞を述べた。



講師
松原 聡氏



後列左から
荒木副会長
野原副会長
伴副会長
松岡専務理事
岩崎副会長
前列左から
村田会長
堂坂税制委員長
高浜副会長

会場前にて

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」「よき経営者をめざすものの団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開し、全国有数の公益法人として地位を固めてきたところである。

この自負のもと、今後は公益法人制度改革を踏まえ、租税教育など税の啓発活動を積極的に展開し、広く国民から受け入れられる法人会づくりを目指すとともに、自らの公益性と透明性を高めるための不断の努力をここに誓うものである。

一方、日本経済は、回復基調にあるものの、全般的に回復の実感に乏しく、多くの中小企業が景気回復の恩恵を受けずに、依然、厳しい状況下に置かれている。さらに、先進国に類をみない少子高齢社会の到来が社会保障費等の急増をもたらし、財政再建を困難にしている。

いまこそ、国および地方自治体においては、「聖域なき行財政改革」を断行するとともに社会保障制度改革を行い、国民に安心感と信頼を回復させることが急務である。

また、税制改革にあたっては、税制を簡素化するとともに、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制、努力したものが報われる税制を確立すべきである。具体的には、法人税率の引き下げ、事業承継税制の確立を最重要課題として提言するものである。

納税意識の向上に努めてきた法人会は、ここに全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成19年9月27日
全国法人会総連合全国大会

税制改正に関するスローガン

- 待ったなし。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を!
- 厳しい経営環境を打破するためにも、中小企業に配慮した税制を!
- わが国企業の国際競争力確保のためにも、法人税率の引き下げを!
- 所得課税は住民税を含めて見直し、簡素な税制を!
- 地域の活性化・雇用確保に資するためにも、事業承継税制の確立を!
- 消費税を引き上げる前に、行財政改革の徹底と歳出の見直しを!
- 固定資産税の課税方式を抜本的に見直し、税負担の適正化を!
- 少子化対策は重要な課題、税制も含め総合的な施策を!

平成20年度 税制改正に関する提言(要約)

総論

第一 経済社会の今後のあるべき姿

わが国のあり方についての将来像、改革工程などを早急に示し、国民に安心感を与えることが重要である。

第二 行財政改革の推進と歳出削減

「官から民へ」の役割分担を再点検のうえ、行政改革を大胆に実行すべきである。また、議員、公務員定数の削減、歳費、給与の抑制を強く求める。

第三 社会保障制度・国民負担のあり方

社会保障制度改革にあたっては、保険料負担と税負担のあり方や、受益と負担の公平等、中期のビジョンを明確にし、持続可能で安心できる制度の構築が急務である。

第四 国と地方のあり方

国民が求めているのは、歳出削減を中心とする行政の効率化であり、国と地方の役割分担の明確化である。

第五 税制改革のあり方

中小企業の活性化に資する税制、努力した者が報われる税制の確立を急ぐべきである。特に、法人税率(軽減税率を含む)の引き下げおよび事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

第六 租税教育の充実

学校教育はもとより社会全体で租税教育に取り組み、税の役割を正しく理解して、真の納税者(タックス・ペイヤー)意識を定着させる必要がある。

各論

第一 法人税制について

1. 法人税基本税率の引き下げ

国際競争力確保の観点からも法人税の基本税率について地方税を含め、より一層の引き下げを求める。

2. 中小企業軽減税率の引き下げ

中小企業に適用される軽減税率について、軽減税率を22%から20%程度へ引き下げ、適用課税所得金額を1500万円程度へ引き上げる。

3. 原価償却制度の見直し

耐用年数の短縮、資産区分の簡素化について、先進国並みに見直すことを求める。

4. 特殊支配同族会社に対する役員給与の損金算入制限

不公平で合理性に欠ける本制度について、廃止を求める。

5. 非営利法人課税

収益事業から生じる利益を公益事業に支出する「みなし寄附金」の損金算入限度額(所得金額の20%相当額)の大幅な拡大を求める。

6. 寄附金

7. 役員給与

8. 同族会社の留保金課税

9. 交際費課税制度

青年部会 第21回 法人会全国青年の集いー愛媛大会ー

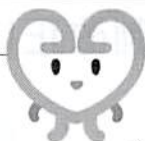
平成19年11月9日(金)
於:愛媛県民文化会館



田口全法連 青連協会長あいさつ

法人会「全国青年の集い」は1987年の第1回仙台大会から20回の埼玉大会まで、部会員相互の研修交流の場として大きな成果をあげてきました。20年を一つの節目とし、30年に向けた新たな第一歩ともいえる第21回大会が愛媛県松山市において開催され、全国から若き経営者たち2,100人が集まりました。次代を担う青年部会員の熱き想いが明るい未来を切り拓いていきっかけになるようにとの願いから「愛からはじめる未来力」が大会スローガンとなりました。

春日部法人会からは35名が参加し、穏やかな自然と巡礼の歴史が育んだ「お接待のこころ」を感じた大会となりました。



ー愛媛宣言ー

愛からはじめる未来力

今、我国は、幾多の課題を抱えている。
人口は減少へと転じ高齢化が進展する一方、
国際競争がますます激化するなか、
日本経済の礎、中小企業も同様に
構造改革や事業承継など、大きな課題に直面している。

我々はこれらの問題を克服することにより、
日本経済を支える技術の伝承、雇用の確保など、
活性化に資する道が開けるものと考えている。

今後も持続的な経済発展を実現していくために、
社会を支える一人ひとりが、持てる力を十分に発揮する
必要がある。

私たちが企業経営者、未来を拓く後継者として、
また「税のオピニオンリーダー」として、
これまでの概念や常識にとらわれないことのない
新しい視点、チャレンジする姿勢を持たなければならない。

そして、その明るい未来へ向けての
いちばんの力の源が「愛」である。

「愛からはじめる、未来力。」

私たちは、ここ愛媛において宣言する。
お互いが愛される企業をめざし、地域を愛し、国や社会を愛し、
その情熱と行動力で、輝かしい未来を創ることを。

安西全法連協会長あいさつ



大会会場前にて



来年は長崎です
H20.11.21

平成19年度 納税表彰式

平成19年11月14日(水) 於:春日部エミナース

関係機関及び協力団体の来賓・招待者・受彰者等多数出席し、盛大に行われた。

納税表彰の他、中学生の税に関する標語・作文の入選者に対する表彰も行われた。

当法人会関係では右記の8氏が納税表彰を受けました。おめでとうございます。



高浜副会長(幸手支部)



秋場清氏(宮代支部)



進藤和夫氏(菫蒲支部)



松田進氏(春日部支部)



吉田幹男氏(栗橋支部)



荒木節夫氏(岩槻支部)



遠藤勝三氏(栗橋支部)



大隈春雄氏(幸手支部)

(敬称略)

関東信越国税局長 表彰受彰者

幸手支部 副会長
高浜 彰男 高浜商事(株)

春日部税務署長 表彰受彰者

宮代支部 理事 厚生委員
秋場 清 秋場不動産(株)
.....
菫蒲支部 理事 組織委員
進藤 和夫 (株)進栄電気
.....
春日部支部 常任理事 組織委員長
松田 進 (株)松田商事
.....
栗橋支部 理事 研修委員
吉田 幹男 (株)吉田屋呉服店

間接税申告納税制度 施行45周年記念 春日部税務署長感謝状受贈者

岩槻支部 副会長
荒木 節夫 (株)ほてい家
.....
栗橋支部 常任理事 総務委員
遠藤 勝三 協立運輸(株)
.....
幸手支部 常任理事 税制委員
大隈 春雄 大和信販(株)
.....
春日部支部 常任理事 総務委員
尾堤 英雄 (有)おづつみ園



尾堤英雄氏(春日部支部)

税を考える週間 公開講座開催

平成19年11月12日(月)
於:久喜総合文化文化会館

第1部【式典・挨拶】

第2部【ソプラノ独唱、オーボエ演奏】

関根理恵子氏、鷹栖美恵子氏

第3部【講演会】

税を考える週間署長講演「税のはなし」

講師:春日部税務署署長 有賀 茂夫氏

第4部【吹奏楽演奏】

久喜中学校吹奏楽部

主催:(社)春日部法人会
 後援:大同生命保険(株)
 協賛:春日部税務署管内 税務行政協力会
 関東信越税理士会春日部支部
 春日部納税貯蓄組合連合会
 春日部青色申告会連合会
 春日部資産税協議会
 春日部間税会/春日部小売酒販組合
 埼玉県酒造組合春日部支部
 歴代国税モニター会

毎年11月11日から11月17日に「税を考える週間」が行われています。

税のオピニオンリーダーとしての法人会は、租税教育の推進の見地から昨年度より装いを新たに「税を考える週間・公開講座」とし、春日部税務署管内納税行政協力会の各メンバー団体の協力を頂きました。

第一部では主催者挨拶・当法人会で展開中の「花と緑いっぱい運動」の考えをアピールし、花の種・花の苗・税のマンガ等を配布するとともに、埼玉県が行っている「緑のトラスト運動」に対する募金を呼びかけ、20,450円の募金が集まりました。

第二部では久喜市在住の音楽家 関根・鷹栖両氏にソプラノ独唱オーボエ演奏をお願いし、芸術の秋を感じてもらい、第三部では、春日部税務署長有賀氏に「税のはなし」と題して講演を頂き「税を考える週間」行事の目的である税について感心を深めてもらった後、第四部では久喜中学校吹奏楽部の演奏で、クラシックからジャズ、演歌まで、ポピュラーな曲を中心に熱演してもらい、長丁場であったが楽しい時間となりました。

税を考える週間行事として税務行政協力会が呼応し、署長講演会が行われたのは2回目ですが、今後も継続発展させる方針ですので皆様には奮ってご参加をお願い申し上げます。



村田会長挨拶



有賀春日部税務署長

小林青年部会社会貢献特別委員長
「花と緑いっぱい運動」のアピール
「緑のトラスト募金」への呼びかけ



関根 理恵子氏

埼玉県浦和第一女子高を経て、武蔵野音楽大学卒業。ヤマハ音楽教室講師、また自宅でもピアノ教室を開設し、多くの弟子を育てる。大学ではピアノを専攻したが、高校時代合唱部に所属していたこともあり、また、祖母の従兄弟でもある昭和の大歌手 藤山一郎の存在にも影響を受け、卒業後、声楽を勉強。オペラのアリア、イタリア歌曲、ドイツ歌曲、日本歌曲、カンツォーネ等をレパートリーとしている。埼玉県立がんセンターで、久喜市在住のピアニスト三浦かほる氏と共にボランティアでソプラノ&ピアノコンサートを毎月開催している。



鷹栖 美恵子氏

3歳でピアノヴァイオリンをはじめる。12歳でオーボエをはじめる。第15回日本クラシックコンクール木管部門高校生の部全国大会最高位受賞。日本ジュニア管打楽器コンクールオーボエ部門高校生の部本選入賞。第5回東京音楽コンクール木管部門セミファイナリスト。平成18年、東京音楽大学に給費入学学生として入学。これまでに、池田肇氏、井上恵子氏に師事。現在同大学2年オーボエ科在籍、宮本文昭氏に師事。



久喜中学校吹奏楽部

決算期別税務講習会の開催!!

9月・10月・11月の決算法人を対象に法人税及び消費税についての講習会を下記の通り開催しました。法人会で作成したテキスト『わかりやすい会社の決算・申告の実務—法人税申告へのアプローチ 平成19年度版』及び税務署資料等を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。

日時・会場等

月日	時間	講習会場
10月22日(月)	午後2時～4時	久喜総合文化会館
10月23日(火)	午前10時～12時	岩槻本丸公民館
10月23日(火)	午後2時～4時	春日部市民文化会館
1月28日(月)	午後2時～4時	岩槻本丸公民館
1月29日(火)	午後2時～4時	久喜総合文化会館
1月30日(水)	午後2時～4時	春日部市民文化会館

1月開催予定



野崎上席調査官 久喜会場にて



吉田俊弘先生 久喜会場にて



鈴木淳一先生 岩槻会場にて



野崎彰先生 春日部会場にて

年末調整説明会の開催

平成19年度分の年末調整説明会を下記日程で開催しました。各企業の総務・給与担当者等多数参加を頂きました。



幸手会場にて
春日部税務署法人課税第二部門 丸岡統括国税調査室

開催日	開催時間	開催場所
11月19日(月)	午前10時～	幸手市保健福祉総合センター(ウェルス幸手)
	午後 2時～	蓮田市コミュニティセンター
11月20日(水)	1回目 午前10時～	春日部市中央公民館
	2回目 午後 2時～	
11月21日(水)	1回目 午前10時～	久喜総合文化会館
	2回目 午後 2時～	
11月22日(木)	1回目 午前10時～	岩槻本丸公民館
	2回目 午後 2時～	



BRIDGESTONE

大型から乗用車のタイヤまで
出張修理OK!

三菱-タイヤマン 栗橋店
株山忠タイヤ

栗橋町高柳2552-1 ☎0480-52-7564(代)
(国道125号線沿い) FAX 0480-52-7569

http://www.citydo.com/sp/0480-52-7564

年中
無休

平成20年度 税制改正要望活動「全法連」

全法連では9月4日の理事会で採択され、9月27日の「法人会全国大会新潟大会」で公表された「平成20年度税制改正に関する提言(基本事項、個別事項)」の実現に向けて、早速、各政党、各省庁に対する要望活動を開始した。



国税庁
牧野長官
佐々木次長
(平成19年9月18日)

左側:奥から牧野長官、佐々木次長
松崎法人課税課長
右側:奥から金田税制委員長、安西会長
稲場税制副委員長、花岡専務理事



国税庁
荒井課税部長
松崎法人課税課長
(平成19年9月18日)

左側から
松崎法人課税課長、荒井課税部長
安西会長、金田税制委員長
稲場税制副委員長、花岡専務理事



財務省
加藤主税局長
(平成19年9月18日)

左側から
加藤主税局長、金田税制委員長
稲場税制副委員長、花岡専務理事



財務省
古谷審議官
(平成19年9月18日)

左側から、古谷審議官、金田税制委員長
稲場税制副委員長、花岡専務理事



財務省
川北審議官
(平成19年9月18日)

左側から、川北審議官、金田税制委員長
稲場税制副委員長、(後向き)花岡専務理事



中小企業庁
福水長官
高原事業環境部長
(平成19年10月2日)

左側から時計回りに
花岡専務理事、多田税制委員
金田税制委員長、福水長官
高原事業環境部長、佐藤財務課長



総務省

(平成19年10月2日)
河野自治税務局長

左側から、河野自治税務局長
金田税制委員長、白銀税制小委員
多田税制委員、花岡専務理事



財務省

(平成19年10月5日)
森山副大臣

左側から、花岡専務理事、多田税制委員
金田税制委員長、森山財務副大臣



公明党

(平成19年10月31日)
**税制調査会
財務金融部会**

(奥卓)右側から
石井啓一議員、上田勇議員
(手前卓)手前から、多田税制委員
金田税制委員長、稲場税制副委員長
花岡専務理事、木下事務局次長



民主党

(平成19年10月30日)
**財務
金融部門会議**

左側から時計回りに、神風英男議員、階猛議員
中川正春議員、平岡秀夫議員、佐藤副会長
稲場税制副委員長、白銀税制小委員、花岡専務理事、木下事務局次長



自民党

(平成19年11月13日)
**与謝野
税制調査会
小委員長**

右側から、与謝野自民税調小委員長、金田税制委員長
稲場税制副委員長、花岡専務理事、四谷法人会甲斐野会長

**税制改正に関する
スローガン**

- 待ったなし。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を!
- 厳しい経営環境を打破するためにも、中小企業に配慮した税制を!
- わが国企業の国際競争力確保のためにも、法人税率の引き下げを!
- 所得課税は住民税を含めて見直し、簡素な税制を!
- 地域の活性化・雇用確保に資するためにも、事業承継税制の確立を!
- 消費税を引き上げる前に、行財政改革の徹底と歳入の見直しを!
- 固定資産税の課税方式を抜本的に見直し、税負担の適正化を!
- 少子化対策は重要な課題、税制も含め総合的な施策を!

[意見広告]

スムーズな橋渡しを。

— 事業承継税制の確立を求めます。 —

全法連は、「平成20年度税制改正に関する提言」を決議しました。
「事業承継税制の確立」のための提言の柱は、以下の通りです。

- 課業並みの制度の創設
- 取引相手のない株式会社等の課税軽減
- 相続特種課税制度の拡充

本提言は全法連の「提言」であり、必ずしも国会で法律として成立するものではありません。また、本提言は必ずしも政府の政策として採用されるものではありません。また、本提言は必ずしも政府の政策として採用されるものではありません。

全法連 全国法人会総連合
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL: 03-5561-9999 FAX: 03-5561-9999
<http://www.zenpohokai.or.jp>

税制改正の実現めざし
(社)春日部法人会の

平成20年度税制改正要望活動

地元選出国會議員及び地方自治体へ 要望書提出

●要望先

- | | | |
|--------------|-----------------------|----------|
| 衆議院議員 土屋 品子 | 代議士 | 11/29 |
| 衆議院議員 三ツ林 隆志 | 代議士 | 11/29 |
| 衆議院議員 武正 公一 | 代議士 | 浦和法人会で持参 |
| 衆議院議員 金子善次郎 | 代議士 | 浦和法人会で持参 |
| 衆議院議員 日森文尋 | 代議士 | 浦和法人会で持参 |
| 参議院議員 古川俊治 | 議員 | 11/29 |
| 参議院議員 島田智哉子 | 議員 | 浦和法人会で持参 |
| 参議院議員 西田実仁 | 議員 | 浦和法人会で持参 |
| 参議院議員 行田邦子 | 議員 | 浦和法人会で持参 |
| さいたま市長 | 浦和・大宮と連名で
浦和法人会で持参 | |
| さいたま市議会議長 | | |
| 春日部市長 | | 11/26 |
| 春日部市議会議長 | | 11/26 |
| 久喜市長 | | 11/16 |
| 蓮田市長 | | 11/27 |
| 幸手市長 | | 11/21 |
| 宮代町長 | | 11/15 |
| 白岡町長 | | 11/13 |
| 菖蒲町長 | | 11/28 |
| 栗橋町長 | | 11/12 |
| 鷲宮町長 | | 12/ 3 |
| 杉戸町長 | | 11/27 |

●要望日

土屋品子代議士 事務所にて

平成19年11月29日(木)

左から
土屋事務所事務局
堂坂税制委員長
萩原税制副委員長
崎浜税制副委員長



三ツ林隆志 代議士 事務所にて

平成19年11月29日(木)

左から
三ツ林事務所秘書
崎浜税制副委員長
堂坂税制委員長
萩原税制副委員長



古川俊治参議院議員 事務所にて

左から
崎浜税制副委員長
堂坂税制委員長
萩原税制副委員長
古川事務所秘書



石川市長へ
平成19年
11月26日(月)

久喜 田中市長へ
平成19年11月16日(金)

春日部

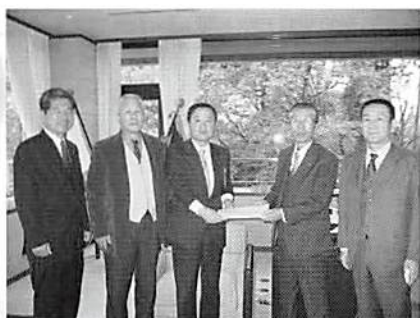


山崎市議会議長へ
平成19年11月26日(月)



蓮田

中野市長へ
平成19年11月27日(火)



幸手

町田市長へ
平成19年11月21日(水)



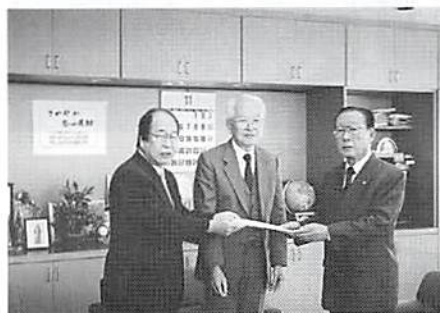
宮代

榊原町長へ
平成19年11月15日(木)



白岡

濱田町長へ
平成19年11月13日(火)



菖蒲

中山町長へ
平成19年11月28日(水)



栗橋

斉藤町長へ
平成19年11月12日(金)



鷺宮

本多町長へ
平成19年12月3日(月)



杉戸

野口町長へ
平成19年11月27日(火)



「花と緑いっぱい運動」 各地産業祭で盛大にアピール!!

花の種・花と緑いっぱい運動チラシ、税のマンガ・税の資料等を配布



かすかべ商工まつり

H19.10月13日(土)~14日(日) 大沼運動公園



岩槻区民やまぶきまつり

H19.11月11日(日) 槻の森スポーツセンター



久喜市民まつり

H19.10月21日(日) 久喜駅西口通り



蓮田支部

蓮田市商工祭 街角ふれあいフェスティバル

H19.12月1日(土) 蓮田中央小学校



幸手支部

幸手市民祭り H19.10月7日(日) 中央通り



宮代支部

宮代産業祭 H19.10月28日(日) 新しい村

白岡支部



農業まつり

H19.11月17日(土) 白岡味彩センター

菖蒲支部



産業祭

H19.11月3日(土) あやめ公園

栗橋支部



商工まつり

H19.11月18日(日) 栗橋総合文化会館 前庭

鷺宮支部



商工祭

H19.10月20日(土)~21日(日) 庁舎前駐車場及びび神社参道

杉戸支部



杉戸町産業祭

H19.11月3日(土)
アグリパークゆめすぎと



産業祭収益金寄贈

中村女性部会杉戸支部部会長 野口町長へ
H19.11月27日(火)

庄和支部



庄和地区産業祭

H19.11月11日(日) 総合公園グランド

女性部会 女性部会研修

皇居参観他 都内散策

平成19年10月15日(月)

当日は大型観光バスに蓮田、久喜、杉戸、岩槻各所から乗車した総勢42名を乗せ都内へ。

車内でダニエル・カールの税制改正ってなに? ~平成19年度税制改正のポイント~他ビデオ研修を行いました。



椿山荘にて



皇居前にて

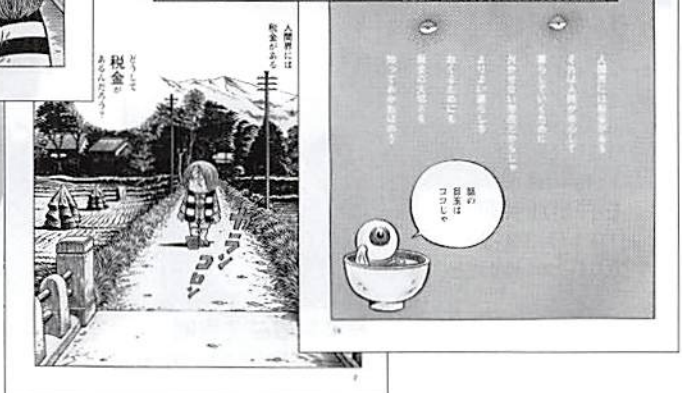
椿山荘で食事と庭園散歩の後、皇居へ。皇居桔梗門前で、記念写真を撮影し、厳重なチェックを受け桔梗門を通過。窓明館で案内担当官の説明を受けました。担当ガイドに従い、富士見櫓を脇に見て、宮殿前を通過し二重橋へ到着。帰路は宮殿から山下通りを経て再び窓明館へ。記念の土産品を購入し、桔梗門からバスに乗車。上野税務署前でバスを降り、重要文化財の旧岩崎邸を見学後、首都高速道で岩槻ICへ到着。

距離的には近いけれど個人では普段あまり行かない所とあって、有意義な一日となりました。

「税のマンガ本」が新しくなりました 一税の大切さを若者に知ってもらおう

全法連作成、税の啓発用マンガ本が新しくなりました。今回、作者が水木しげる氏(ゲゲゲの鬼太郎の作者)へ、タイトルも「税ってなんだ? ~これが人間社会だ!」となりました。

この冊子は、各地産業祭等で花の種と一緒に配布しました。希望の方は事務局に申し込みください。



法人会会員の為の新しいサービス開始!!

うちもそろそろe-Tax

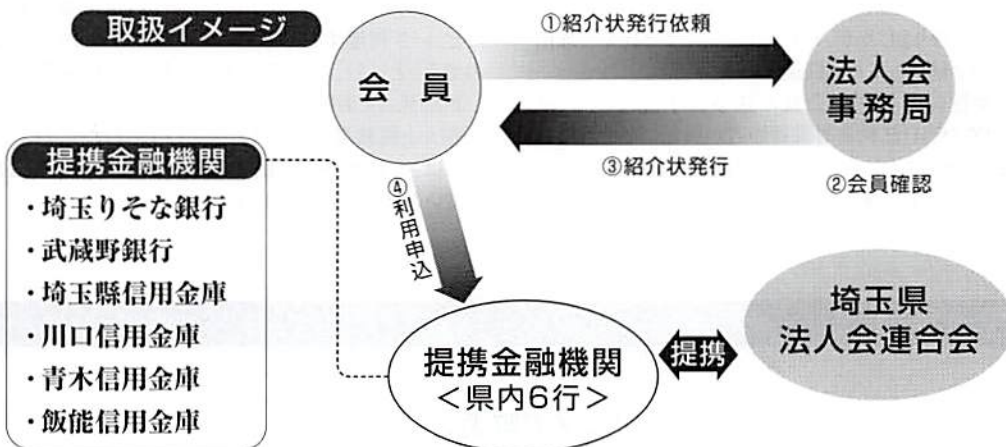
インターネットバンキングのご紹介



平成19年10月1日(月)より、会員が提携金融機関へ
新規にインターネットバンキングを申し込むと
基本手数料が**1年間無料**または**減免**になります。

埼玉県法人会連合会では、このほどe-Taxの利用促進を図るため、県内の金融機関とインターネットバンキングの提携をいたしました。ご存知のとおり、e-Taxで申告をすませても納税は完了していません。そこで、インターネットバンキングを利用すれば、**銀行に行かずに納税できます**。これを機会にインターネットバンキングに申し込んで、あなたも是非e-Taxを始めてください。

取扱イメージ



提携金融機関

- ・埼玉りそな銀行
- ・武蔵野銀行
- ・埼玉縣信用金庫
- ・川口信用金庫
- ・青木信用金庫
- ・飯能信用金庫



〒344-0005 春日部市樋堀369-4

(社)春日部法人会 tel. 048-761-3551 fax. 048-752-8244

e-Tax

ネットでもどこでも申告・納税

国税に関する申告・納税がインターネットで行えます。

詳しくは [イータックス](http://www.e-tax.nta.go.jp)

「e-Tax」ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

ご存知でしたか?

オフィスのパソコンから申告などの手続きが簡単にできます。

それに、「e-Tax」を利用して所得税を申告すると

- ホームページからカンタン申告
 - 最高5,000円の税額控除
 - 添付書類の提出が不要
 - 還付金がスピーディー
- などのメリットがあります。

法人会が会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。



法人会

e-Tax体験記

春日部支部
有限会社ボンデザール
女性部会長 橋本 光恵



私が女性部会長になり平成17年の頃より電子納税をしようと言われてようになりました。最初は「へえ そんな物が有るのか」電子納税e-Tax聞きなれない言葉でした。私の会社からは銀行が何行もすぐ近くにあるし春日部税務署も近いし何ら不便も感じませんでした。納税するに当たって私が行かれない場合は会社の事務所にたのんで納付してもらっていました。

その内法人会の役員会が行われる都度、必ず出席した統括官、上席調査官よりe-Taxの説明が行われます。女性部会のほかの支部部会長がe-Taxの導入をしたという話を聞き、いくら自分がパソコンが苦手だと言っても、やらないわけにはいなくなりましたが、それでもぐずぐずと何かと理由をつけて一日と延ばしておりました。

ある日、女性部会支部部会長の議事終了後、e-Tax研修を行い、2名の春日部税務署職員の方が講師になりプロジェクターを使いことこまかにe-Taxの説明を、実際のパソコンを使い体験させてもらいました。こんなに簡単ですよという事

を実感できました。

清水の舞台から飛びおりた気持で、1番に住民基本台帳を取得し税務署へ開始届け出書を提出、電子認証制度に対応した市販ソフトを購入し、銀行と法人インターネットバンキングを契約しました。これで準備完了。いざパソコンの利用開始です。一人では不安ですので会社で頼んでいるパソコン業者にきてもらい、始めようとしたら、何とパソコンが何十種類ものウイルスに感染されていて、修理するには新しいパソコンを買う以上のお金がかかってしまうとの事です。やむなくパソコンを買い替えました。そしてe-Taxで源泉所得税を納められると張りきっておりましたが、新しい機種のパソコンだった為e-Taxソフトが対応していませんでした。税務署に照会すると半年ぐらい時間がかかるとの事でした。そんな経緯でやっと平成19年9月よりe-Taxを利用し源泉所得税を納めることができました。e-Taxは準備で大変だったけど、いざ利用する時は思っていた程むずかしくはなかったのでホッとしました。さらに来年は個人の確定申告にも挑戦しようと思っております。

何かと税務署さんにはお手をわずらわさせましたが、これからはさらに勉強して電子納税を法人会女性部会員に勧めていきたいと思っております。

想うがまま

アニメで町おこし

鷺宮支部
有限会社 高栄車輛 高橋 行雄

先日、鷺宮町商工会において、アニメによる地域の活性化がマスコミや新聞報道等で取り上げられた。私は鷺宮支部長であるとともに、商工会の観光振興委員長を仰せつっており、当初よりこの事業に携わってきました。

ここで、大まかに今回の事業の流れをまとめると、①人気アニメ「らき☆すた」のキャラクターの住む場所として鷺宮神社へファンが来るようになった。②ファンが神社の絵馬にキャラクターを書いて奉納することがニュースで取り上げられ話題となる。(このころではまだ否定的な世論であった)③商工会観光振興委員会としてこれらの話題に乗って商機としたほうが良いとの結論を出す。④著作権元の角川書店とのコンタクトに成功 ⑤イベントやグッズの開発販売へつなげた。

これが大きな流れである。そしてその効果は、商工会での売上のカード発券枚数が前年度比150%。12月2日に行われた「らき☆すた ブランチ&公式」では、アニメの原作

者や声優を神社前の大西茶屋に招き、接客サービスをする等のファンサービスが行われ、日本中より3500人が集まり、グッズもストラップ・ポストカード等、5000個が即日完売するなど大きな効果が表れた。イベント終了後もファンは毎週訪れており、それらを商機ととらえた事業所が、グッズ提案等で続々と名乗りを上げている。アニメの業界でも成功したファースト事例として話題になっているようだ。

今回の成功事例を私なりに考えてみると、一番の要因は、②に書かれている当初は否定的な世論だったと考えております。当初いやイベントが終了するまで、私を含め委員全員が、期待よりも不安が大きかった。だからこそ、それを逆手にとり商機とした姿勢がマスコミや報道での対象ともなり、大きな注目を集める結果をもたらした。これは我々事業を営む者にとって全く同じことでしょう。皆が良いと思っているものに参入しても、効果は限られ逆に競争が高まり共倒れとなる。皆が参入しようと思わないような逆境の中にこそ大きなチャンスが潜んでいる。今回の事例を通じ商売への取組みを再認識すること出来事であった。

はめら・・? はまった!



庄和支部
下田塗装有限公司
下田 勝男

ある日の夕方、尊敬する先輩から「今日このあと時間があるか」と電話が入った。私の「はい」の返事に早速迎えに来られ、何のことかと思うのだが車に乗り込み小料理店でおいしいお酒を飲みました。

こうしたことが短期間のうちに三回ほど続きました。しばらく経って「鬼怒川温泉で庄和支部法人会総会がある。出席するように」との連絡が入りました。これまで法人会に加入はしているものの一度も出席したことがありません。

先輩と食事し酒を酌み交わす中で「ハイキング」・「交流」この言葉が何度となく話されていたことが脳裏に蘇ってきました。

「何か怪しい?」早い時期に断ろうと思うのですが、わざわざ迎えに来ていただき一緒に食事とお酒を飲んだことを考えると断る勇気がありませんでした。

その後庄和支部交流委員会が開かれ交流を目的としたハイキングを行うことになりました。下見のため残暑厳しい9月7日登山経験のない5名で筑波山へ行きました。「知らないというのは恐ろしい」といいます。私たちは、よりによって最

も坂のきついコースを登ったようで頂上に着いたときは全員アゴを突き出し、一歩も歩くことが出来ない有様でした。

女性の皆様方に参加しやすく又参加して良かったと思っていただけるコースとするため、「大平山」に決定し10月21日、19名の参加者を得てハイキングを行いました。当日は晴天に恵まれ楽しい一日となりました。初めてお会いする方々もいて素晴らしい交流の場となりました。

会員の皆様をはじめ参加いただいた方々、委員会のメンバーに感謝申し上げます。ありがとうございました。

すっかり法人会交流委員会活動に引き込まれ現在は委員長となった私です。

ちなみに先輩とは林庄和支部長。



分 下田塗装有限公司

11m長物塗装システム増設 粉体塗装・フッ素塗装・各種塗装

〒344-0123 埼玉県春日部市永沼1035 TEL.048-746-2080 FAX.048-746-5543

<http://www.arigatoh.co.jp>

地元産米使用で名産品づくりに挑戦

埼玉県指定 彩の国工場

煎餅生地専門メーカー 有限会社 川野武次郎商店

〒345-0836 埼玉県南埼玉郡宮代町和戸103 TEL.0480-35-1894 FAX.0480-32-2161

e-Tax

をご利用ください。

ご自宅のパソコンから申告などの手続きが簡単にできます。

「e-Tax」を利用して所得税の申告をすると



1 ホームページから
カンタン申告



2 最高5,000円
の税額控除



3 添付書類が
提出不要



4 還付金が
スピーディー

さらに便利で
使いやすく！
ネットでどこでも
申告・納税。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

詳しくは、で

「e-Tax」ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会

さいたま市からのお知らせです

エルタックス eLTAX

をご利用ください。

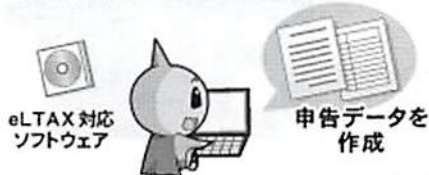
eLTAXとは、地方税の申告をインターネットで行うシステムのことです。

1 利用届出を行う



「eLTAX」ホームページから利用届出(新規)を行い、利用者IDを取得します。利用者IDを1つ取得すれば、複数の地方公共団体へ電子申告ができます。

2 eLTAX対応ソフトウェアを取得する

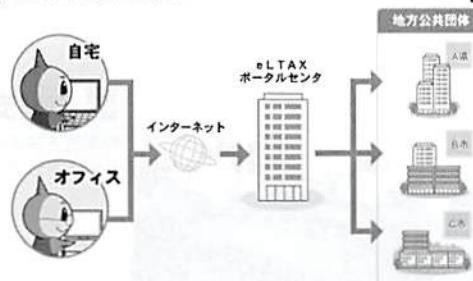


eLTAXを利用して地方税の電子申告を行うには、申告書を作成・送信するためのeLTAX対応ソフトウェアが必要です。

申告書の作成・送信を行うためのeLTAX対応ソフトウェアPCdesk)を無料で取得できます。

市販されている税務・会計ソフトウェアの中にも、eLTAXに対応しているものがあります。

3 電子申告を行う



PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアを使用して、自宅やオフィスなどからインターネットで申告手続きを行うことができます。

送信された申告データは、eLTAXポータルセンターで受付された後に、提出先となる地方公共団体へ送信されます。(※申告データは、提出先ごとに作成する必要があります。)

■ 次の税目の申告手続きのサービスを提供中です

市税 … 法人市民税・固定資産税(償却資産)

県税 … 法人県民税・法人事業税

※電子納税や申請、届出なども順次対応する予定です。

eLTAX お問い合わせ窓口・手続き等については

ホームページ <http://www.eltax.jp/>

サポートデスク Tel.0570-081459 (受付時間 8:30~20:00/土日祝、年末年始を除く)

■ 市税については

さいたま市 市民税課 (Tel.048-829-1915)

固定資産税課 (Tel.048-829-1186)

税制課 (Tel.048-829-1159)

■ 県税については

埼玉県 春日部県税事務所 (Tel.048-737-2206)

税務課 (Tel.048-830-2657)

※ eLTAXは、全都道府県、さいたま市を含む15政令指定都市及び相模原市で利用可能です。(平成19年4月現在)

※ 市民税課事務室の移転に伴い、電話番号が変わりましたので、ご注意ください。

支部だより



五者懇談会
平成19年10月12日
於:ほてい家

ボウリング大会
平成19年10月4日
於:武里パールレーン



岩槻支部



税制改正勉強会
平成19年10月11日
於:岩槻商工会館3F



研修会
平成19年11月15日
東京三崎港方面
於:城ヶ島にて



蓮田支部

第3回海外研修視察団
平成19年7月20~23日
於:万里の長城

宮代支部

税制改正研修会
平成19年9月21日



久喜支部

女性部会研修会
平成19年10月3日
「フェイスニング教室」
講師:榎田真里氏
於:久喜市商工会館



菫蒲支部

税制改正研修会
平成19年10月19日



杉戸支部

e-Tax研修会
平成19年11月27日
於:杉戸町東公民館

鷺宮支部

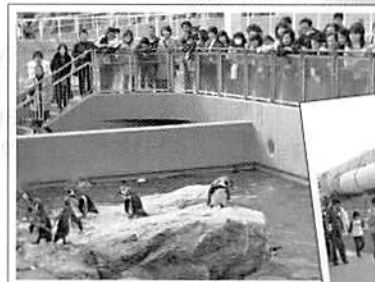
法人会・商工会合同バスハイキング
平成19年12月2日

大洗アクアワールドにて



庄和支部

税制改正研修会
平成19年10月16日



つくば宇宙センターにて



《厚生委員会だより》

I 大同生命保険株式会社

埼玉支社 春日部営業所 TEL.048-734-3371 FAX.048-739-1156

経営者大型保障制度の採用とあわせて 社内規定や議事録の整備をおすすめします!

法人の受け取った保険金を〔退職金〕〔功労加算金〕〔弔慰金〕として円滑にご遺族に支給するためには社内規定を定め株主総会・取締役会の決議事項として、議事録に記録する必要があります。

社内規定や議事録はなぜ必要か?

1. 会社法の観点から……役員退職金の支給にあたっては〔株主総会での決議〕、それについての〔議事録の作成〕が義務付けられています。
2. 税法の観点から……役員退職金として支給した金額のうち、不相当に高額な部分の金額は損金に算入できません。(法人税法第34条)
3. 社内管理の観点から……法人が死亡退職金や弔慰金を、役員間の無用なトラブルを避けスムーズに支給するために必要です。

〔議事録〕や〔社内規定〕のひな形を提供しております

- 役員退職慰労金規定の制定に関する取締役会議事録
- 役員退職慰労金規定
- 退職慰労金支給に関する株主総会議事録
- 退職慰労金支給に関する取締役会議事録

詳細につきましては弊社の制度推進員にお気軽にお尋ねください

II AIU保険会社

さいたまISオフィス TEL.048-650-7670 FAX.048-648-5844

火災保険&地震保険のご案内(法人会会員専用) 多大な地震災害に対する備えは万全ですか?

AIU 地震対策プランの 特長

- ①法人会会員のみの簡易料率!
- ②商工物件にも地震保険が付保できる!
- ③専門家による建物・設備・機械の評価サービスがご利用になれます!

火災保険の見直しの チェックポイント

次の一つでも該当したら推進員に相談を!

- ここ5年間、保険金額の見直しをした事がない
- 機械、什器・備品は簿価で付けている
- 更改の際、保険の内容・新商品の説明を受けた事がない
- 増改築したが、面積・構造・保険金額を見直していない
- 会社の事業が変わったが、保険は昔のままで付けている
- 金融機関に言われたまま付けている

III アメリカンファミリー生命保険会社

越谷支社 TEL.048-985-6264 FAX.048-985-6284
埼玉支社 TEL.048-645-0861 FAX.048-645-1380

上皮内新生物は治る!

最近、子宮頸部では、子宮がん検診や新しい細胞診の確立によって「上皮内新生物」とか「扁平上皮内病変」といった診断が増えてきています。これは従来「上皮内がん」とか「高度異型成」と呼ばれたものが含まれます。上皮内という言葉が表しているように、病変が子宮頸部の表面を覆う上皮だけに存在しているもので、その下層にある基底膜を破って浸潤をしていないので、本当の意味でのがん、すなわち浸潤がんには至っていない「前がん病変」といっ

てよいものです。従って上皮内新生物は発見されれば治療は容易で、全く怖くありません。これらの病変には凍結療法や高周波療法、レーザー療法などの、主に開腹しない治療が行われます。手術では、妊娠を希望しない場合には子宮を摘出する場合がありますが、妊娠を希望する場合は子宮機能を温存する円錐切除術が行われます。どの治療法でも、この段階であればほぼ100%の治療が期待できます。

新春講演会 及び 賀詞交歓会のお知らせ

主催 社団法人春日部法人会
協賛 大同生命保険株式会社

法人会活動につきましては、平素よりご協力頂きまして、ありがとうございます。
さて、下記の要領にて新春講演会及び賀詞交歓会を開催いたしますので、どなた様も奮ってご参加下さいませ様ご案内致します。

第一部 新春講演会

女性の品格

平成20年2月7日(木)
午後3時30分～5時
春日部市民文化会館 小ホール

昭和女子大学 学長
兼女性文化研究所 所長

ばん とう まり こ
坂東 眞理子氏



- 昭和44年 7月 総理府入府
- 昭和60年10月 内閣総理大臣官房参事官
- 平成 6年 7月 総理府男女共同参画室長
- 平成 7年 4月 埼玉県副知事
- 平成10年 6月 在オーストラリア連邦ブリスベン総領事
- 平成12年 1月 総理府管理室長
- 平成13年 1月 内閣府男女共同参画局長
- 平成15年10月 昭和女子大学理事
- 平成16年 4月 昭和女子大学女性文化研究所所長
- 昭和女子大学大学院生活機構研究科教授
- 平成17年 4月 昭和女子大学副学長(平成19年3月まで)
- 平成19年 4月 昭和女子大学学長

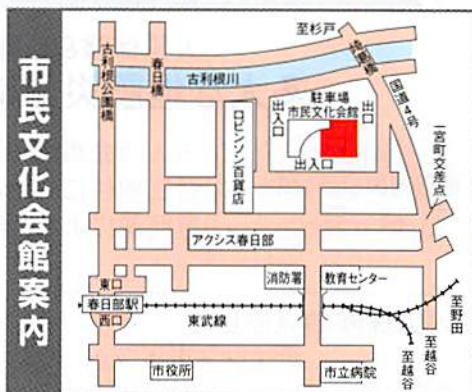
入場 無料 一般参加者歓迎!!
定員**350**名(先着順)



主な著書: 『米国きりあうーまん事情』、『新・家族の時代』
『副知事日記』、『男女共同参画社会へ』『女性の品格』等

第二部 賀詞交歓会

(法人会会員のみとさせていただきます)
平成20年2月7日(木)
午後5時20分～7時
春日部市民文化会館 大会議室
定員 150名
特別会費 3,000円



社団法人春日部法人会事務局 TEL.048-761-3551 FAX.048-752-8244



総合物流サービスの
トーエイ物流株式会社

埼玉県南埼玉郡菟蒲町三箇379

TEL.0480-85-5300 FAX.0480-85-5147

<http://www.toei-logistics.co.jp>

◎ご寄稿ありがとうございました。
瀧澤・染谷・佐野・白石・関永・佐藤・早川・矢作・齋藤・関山・遠藤・坂田・鈴木・松岡